

# 「子どもの権利条約」とわが国教育行政の課題(1)

——子どもの権利保障の今日的意味——

畑 克 明\*

Katsuaki HATA

Problems of Educational Administration in Japan  
in Relation to "the Convention on the Rights of the Child" (1)  
— Today's Meanings of Security of the Children's Rights —

## はじめに

1989年11月20日、国際連合第44会期総会において「子どもの権利に関する条約」(Convention on the Rights of the Child, 以下子どもの権利条約, という。)<sup>(1)</sup>が、全会一致により採択された。この日は、ちょうど「子どもの権利宣言」30周年、「国際児童年」10周年にあたる記念すべき日でもあった。

「子どもの権利条約」は、一言でいうと、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」(日本国憲法第11条)というように「基本的人権の宣言」を行ったわが国憲法の精神を、また、いわゆる「国際人権規約」<sup>(2)</sup>の精神及び諸原則を、子どもにおいてより具体化したものである。すなわち、家族、健康・医療、社会保障、教育、休息・余暇・遊び、文化・芸術、労働、少年司法等、子どもの生活・環境にかかわるほとんどすべての領域について、世界的視野から、子どもの保障すべき権利の内容を規定している。しかもそこには、「人権一般の子どもへの適用ではなく、子どもの権利保障に固有な論理」<sup>(3)</sup>が貫かれているのである。

さらに重要なことは、この条約が「締約国は、この条約において認められる権利の実施のためのあらゆる適当な立法上、行政上およびその他の措置をとる。」<sup>(4)</sup>としていることである。すなわち、「条約という法形式により国家に対する義務づけを通して子どもの権利を保障」<sup>(4)</sup>して

いるのである。したがって、この条約がわが国において批准されたならば、「条約に照らして国内法の改正整備が必要となる」のはいうまでもなく、「裁判で援用するなどして、子どもの権利の司法的救済・実現のために積極的に活用し、国内的効力を付与していく必要がある。」<sup>(5)</sup>そして、この条約は、20か国の批准又は加入をもって効力を生じるとなっており、すでに26か国(バングラデシュ、ブータン、モンゴル、ベトナム、ベナン、エジプト、ザンビア、ガーナ、ケニア、セネガル、シエラレオネ、スーダン、トーゴ、ウガンダ、ペリイズ、ボリビア、チリ、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、セントクリストファー・ネイビス、フランス、スウェーデン、ソ連、バチカン。1990年8月24日現在、外務省調べ)が批准を、そして2か国(ギニア、モーリシャス、同)が加入をすませているため、この条約は、1990年9月2日に国際法として発効することとなった。わが国も批准手続きを進めているようであるが、わが国の国際社会における位置立場からして、また「日本の研究者やNGO(非政府組織、すなわち民間団体の国際組織。著者注、イミダス1989年版より)は条約の制定に有効な寄与をなしえなかった」<sup>(6)</sup>こともあり、できるだけ早い時期に批准し、条約に規定されている子どもの権利の国内的保障に取り組むとともに、国際的な保障のために貢献していくことが求められているといえる。

ところで、ひるがえってわが国の教育、とくに初等・中等教育の状況を見ると、臨時教育審議会も指摘したように「教育の荒廃」現象がめだっている。このような教育の荒廃現象の特徴のひとつは、校則の問題や体罰の問題をはじめとして子どもの人権侵害にかかわる問題とし

\* 島根大学教育学部教育研究室

て現れていることであろう。

前述のように「子どもの権利条約」は、子どもの生活・環境にかかわるほとんどすべての領域にわたり、保障すべき権利の内容を規定しているのであるが、それは、直接的にせよ間接的にせよ教育の分野に多くの問題を投げかけることにもなっている。このことは、この条約をものさしにして、わが国の教育の問題—子どもの権利保障にかかわる問題をとらえる必要があることを意味する。

そこで、本稿は、まず「子どもの権利条約」成立の背景を概観し、その成立までの足取りをたどるとともに、子どもの権利の内容を分析する。次いでこの条約とのかわりにおいて教育の問題を考察することにする。

## 1. 20世紀における子どもの権利に関する国際的取組みの背景

「子どもの権利条約」は、国連を場とする国際的な取組みの大きな成果のひとつであるが、そのような取組みの背景として、次の諸点をあげることができる。

### (1) 近代社会における「子ども期の発見」と子どもの権利思想の発達

アリエスによれば、「17世紀までの中世芸術では、子供は認められていず、子供を描くことが試みられたこともなかった。だが中世芸術における子供の不在は器用さが欠けたため、あるいは力量不足のゆえであるとは考えられていない。それよりはむしろ、この世界のなかに子供期にとっての場所があたえられていなかったと考えるべきであろう。」<sup>(7)</sup>すなわち「中世において、また近世初頭には、……子供たちは、母親ないしは乳母の介助が要らないとみなされるとただちに、すなわち遅い離乳の後何年もしないうちに、7歳位になるとすぐ大人たちと一緒にさせられていた。」<sup>(8)</sup>

近代にいたって初めて、世界のなかに子ども期にとっての場所が与えられたのであり、アリエスは、このことを「子ども期の発見」といい、この子ども期にとって重要な存在となるのが、「世間から隔離された体制」<sup>(9)</sup>としての学校と家庭であるとしている。

このような子ども期の発見は、「子どもの研究の書」たる「エミール」(1762年)を著したルソーをはじめとして、子ども期のあり方に光をあてることとなった。それは、基本的には「身体的および精神的に未熟であるため、……特別の保護および配慮を必要とする」(子どもの権利宣言、前文)という認識に基づく、子どもの固有の権利の追求といえる。それは、産業革命によって生じた、苛酷な工場労働から子どもを保護・救済することから出発し、

具体的には「工場法」の制定となった。そこでは、「子供の権利とは、子供を経済的搾取から守ることであり、権利の内容は国による保護が中心となった」<sup>(10)</sup>のである。

その意味で、「子どもの権利条約」は、近代社会のひとつの到達点だといえる。そして、このような子どもの権利思想が、人権思想の文脈の中でとらえられなければならないのは、いうまでもない。

### (2) 子どもをとりまく環境・社会の悪化

エレン・ケイは、1900年に「児童の世紀」を著し、20世紀こそ、子どもがしあわせに育つ平和な社会にならなければならない、とうたった。

しかしながら、現実の、子どもをとりまく社会は、子どもがしあわせに育つ平和な社会とはならなかった。予想もできなかった、二度にわたる世界的規模の戦争により、おびただしい数の子どもが戦争の惨禍にさらされ、命を失い、親や家を失うこととなった。その現実への対応として、国際的な取組みにより、なによりも平和な社会を築き、そのなかで子どもに特別の保護及び配慮をしていこうとする動きが現れた。それが、第一次世界大戦後の「国際連盟」の設立、また第二次世界大戦後の「国際連合」の設立である。国際連合はさらに、その下部機関として、直接に子どもの問題を扱うユニセフ(UNICEF、国連児童基金)<sup>(11)</sup>を発足させた。

そして、現代社会においては、子どもがしあわせに育つことを妨げる要因として、さらに地球環境汚染・破壊の進行が深刻に考えられている。戦争をなくすための努力は現在もなされているのだが、それだけにとどまらず、その問題への取組みも必要としているのである。

### (3) 人権保障に対する「国内問題」意識から「国際問題」意識への発展

国際連盟時代と国際連合時代との最も大きな違いは、人権保障に対する意識の中にあるといえる。国際連盟については、「必ずしも人権の国際的保障という面には積極的ではなかった。それは、いまだに『人権は各国の国内問題である』と共通に認識されていた時代があったからであろう。」<sup>(12)</sup>といわれる。これに対して、国際連合は、「基本的人権と人間の尊厳及び価値と男女及び大小各国の同権とに関する信念を改めて確認」(国際連合憲章、前文より)することにより、とくに「人権委員会」<sup>(13)</sup>を通じて、人権保障に対する国際的取組みを行っている。「国内における市民の権利や基本的自由の侵害と、国際的な侵略行為との間には切離せない関係があると考えられた」<sup>(14)</sup>のである。そして、国際平和を維持するための、人権を尊重する国際的な枠組としての「世界人権宣言」(1959年)を、さらに「国際人権規約」を定めたのであ

表1 年代別、地域別植民地の独立化の状況 (1987年現在)

	東南アジア	中 近 東	オセアニア	北 米	南 米	ア フ リ カ
1949年以前に独立	8	5				2
1950年代に独立	2					6
1960年代に独立	2	3	2	3	1	33
1970年以降に独立	2	3	7	8	1	8

(注) 「最新世界各国要覧4訂版」(東京書籍, 昭和63年)により, かつて植民地, 保護領または信託統治領であった国(96か国)についてまとめた。

る。

#### (4) 発展途上国における子どもの生活条件改善への関心の高まり

第二次世界大戦後の世界情勢の特徴のひとつは, 植民地(保護領, 信託統治領を含む。)であった国々が次々と独立していったことであろう。その傾向は, とくに1960年代以降顕著になっている。すなわち, それまで植民地であった国々の約8割が, 1960年以降に独立しているのである(表1参照)。こうして地球人口の約4分の1を占める65か国以上の新しい国が次々と誕生し, そのほとんどが国連に加入していった。その結果, 60年代以降, 国際政治の新しい局面として, いわゆる「南北問題」が生じることとなり, この問題の解決なしには, 国際平和と世界の繁栄もありえないとの認識が高まり, 国連の中心的な関心事のひとつとなってきているのである。

ところで, 「南北問題」とは, 経済的・社会的発展の水準における, 「北」の先進工業国と「南」の発展途上国の間の格差から生じる諸問題をいうのであるが, 上述の新しい国々のほとんどが「南」の発展途上国に属することはいうまでもない。これらの国々は, 低開発と貧困にあえぎ, また戦争・紛争が絶えず, 多くの難民や流民を生み出している。「わたしたちは, いわば, 二回この世に生まれる。一回目は存在するために, 二回目は生きるために。」<sup>49)</sup>と, ルソーはいうが, このような経済的・社会的状況は, そこに住む子どもの一回目の存在=生存そのものを脅かすことにさえなっているのである。ユニセフの報告によれば, 「現在の傾向が続くと1990年代には1億人以上の5歳未満児が死亡するだけでなく, その何倍もの数の子供が栄養不良のまま成長することになる。」<sup>50)</sup>このような子どものほとんどが発展途上国の子どもであることは, 明らかである(表2参照)。

「子どもの権利条約」は, 「とくに発展途上国における子どもの生活条件改善のための国際協力の重要性」(前文より)を強調しているが, それは, きわめて今日的な意義をもつのである。

## 2. 「子どもの権利条約」にいたる経緯

「子どもの権利条約」は, 「子どもの権利に関するジュネーブ宣言」(1924年, 以下, ジュネーブ宣言, という)を原点とし, 「子どもの権利宣言」(1949年)を母体として生まれた。

### (1) ジュネーブ宣言

第一次世界大戦終結後まもなく, 1920年10月, 45か国を原加盟国として国際連盟が誕生した。この戦争がかつてない惨禍をもたらしたために, 大戦を経験したいずれの国も, 平和のための国際組織の設立に強い関心を示したのである。それゆえ, 何よりも連盟に期待されたのは, 「平和維持機能」<sup>51)</sup>であった。

ところで, 1924年5月, この国際連盟第5会期総会において「ジュネーブ宣言」が採択された。この宣言こそ, 「国際社会において子どもの権利に関する国際的基準の発展にむけての基礎となる原則を示したという点で歴史的な文書」<sup>52)</sup>である。

ジュネーブ宣言は, その前文において「すべての国の男女は, 人類が子どもに対して最善のものを与える義務を負うことを認め, 人権, 国籍または信条に関するすべての事由にかかわらず以下のことが保障されることを宣言し, かつ自己の義務として受諾する」とうたい, 保障される子どもの権利について, 次の五つの原則を掲げている。

- ① 子どもは, 身体的および精神的両面の正常な発達に必要な手段が与えられなければならない。
- ② 飢えた子どもは食物が与えられ……病気の子どもは看護され……発達の遅れた子どもは援助され……非行を犯した子どもは更生され……孤児および浮浪児は住居を与えられ, かつ援助されなければならない。
- ③ 子どもは, 危難に際して最初に救済を受ける者でなければならない。
- ④ 子どもは, 生計を立てることができるようになされ, かつ, あらゆる形態の搾取から保護されなければならない。

表2 主な保健指標

	5歳未満児死亡率	安全飲料水入手率	保健サービス入手率	経口補水塩使用率
アフガニスタン	300	21	29	10.8
モザンビーク	298	16	39	13.2
マリ	292	17	15	2.2
アンゴラ	292	30	30	12.0
シエラレオネ	266	25	—	11.4
マラウイ	262	56	80	9.9
エチオピア	259	16	46	22.5
ギニア	248	19	32	1.0
ブルキナファソ	233	67	49	15.0
ニジェール	228	47	41	0.6
チャド	223	—	30	1.8
中央アフリカ	223	—	45	14.6
ソマリア	221	34	27	11.7
モーリタニア	220	—	30	1.5
ルワンダ	206	50	27	4.0
カンボジア	199	3	53	5.8
イエメン人民民主共和国	197	54	30	10.1
ネパール	197	29	—	14.0
ブータン	197	—	65	40.0
イエメン	190	42	35	5.8
ブルンジ	188	26	61	29.5
バングラデシュ	188	46	45	15.0
ベニン	185	52	18	12.5
マダガスカル	184	32	56	2.1
スーダン	181	21	51	23.1
タンザニア	176	56	76	10.6
ナミビア	176	—	—	—
ナイジェリア	174	46	40	10.5
ボリビア	172	44	63	21.0
ハイチ	171	38	70	14.1
ウガンダ	169	20	61	5.2
ガボン	169	92	90	6.8
パキスタン	166	44	55	41.5
ラオス	159	21	67	7.3
トゴ	153	55	61	8.1
カメルーン	153	33	41	11.5
インド	149	57	—	12.0
リベリア	147	55	39	6.0
ガーナ	146	56	60	10.0
コートジボワール	142	19	30	4.3
ザンビア	138	33	26	10.0
セネガル	136	53	40	3.0
レソト	136	36	80	27.0

	5歳未満児死亡率	安全飲料水入手率	保健サービス入手率	経口補水塩使用率
ザンビア	127	59	75	32.0
エジプト	125	73	—	51.0
ベルギー	123	55	75	3.6
モロッコ	119	60	70	14.7
リビア	119	97	—	9.6
インドネシア	119	38	80	55.0
コンゴ	114	21	83	2.0
ジンバブエ	113	—	71	1.3
ケニア	113	30	—	26.0
ホンジュラス	107	50	73	45.0
アルジェリア	107	68	88	15.0
グアテマラ	99	38	34	17.0
サウジアラビア	98	97	97	38.5
南アフリカ	95	—	—	—
ニカラグア	95	49	83	23.0
ミャンマー	95	27	33	21.1

(注) ユニセフ「世界子供白書 1990年版」における表1基本統計 (P.55) 及び表3保健指標 (P.59) に基づき作成した。各用語は、次のように説明される。

- ① 5歳未満児死亡率：出生1,000人のうち、5歳になるまでに死亡する子どもの数(年間)であり、通常、U5MRで表示される。ユニセフでは、U5MR170以上を「非常に高い国」、95～169を「高い国」、31～94を「中程度の国」、30以下を「低い国」と分類し、子どもの福祉水準やその変化を知るための主要指標として使っている。この表では、国は、U5MRの非常に高い国および高い国について、その高い順(1988年現在)に並べてある。ちなみに、日本のU5MRは、1988年現在、8である。
- ② 安全飲料水入手率：給水システム(手押しポンプつき井戸、給水塔、公共水道、家庭への配水施設を含む)を通じて、安全な飲料水を利用できる人口の比率。なお、安全な水は、たとえば下痢性疾患の予防等の衛生の改善に不可欠の要件とされている。
- ③ 保健サービス入手率：通常の交通手段によって1時間以内に地域の適切な保健サービスを利用できる人口の比率。
- ④ 経口補水塩使用率：経口補水療法(ORT)に使うためのぶどう糖と塩分の混合物、すなわち経口補水塩(ORS)を使用できる人口の比率。

らない。

- ⑤ 子どもは、その才能が人類同胞のために捧げられるべきであるという自覚の下で、育てられなければならない。<sup>(9)</sup>

前文でうたった「人類が子どもに対して最善のものを与える義務を負う」という精神は、後述のように「子どもの権利宣言」に、さらに今回の「子どもの権利条約」にも発展的に受け継がれている。そこには、「戦争という『最悪のもの』を与えたことへの悔い改め、平和な未来への期待」<sup>(10)</sup>があったのである。第一次世界大戦は多くの子どもの生命を奪うにとどまらず、子どもたちから両親をも奪ったのである。それゆえ、その精神はまさに、国際連盟の平和維持機能にそうものであったといえる。

しかしながら、「戦争による人類の危機と戦争の犠牲者としての子どもの救済ないし保護という発想が、ジュ

ネーブ宣言の基調をなしていた<sup>(11)</sup>といわれるように、またそこにおける五つの原則が示すように、そこにおける子どもの権利は、救済ないし保護を受ける権利にとどまっている。そして、国際連盟がヨーロッパ中心に運営されていたことは、ジュネーブ宣言が、事実上ヨーロッパの子どもを想定していたことを示している。

## (2) 世界人権宣言

第二次世界大戦終結後、新たに「国際連合」(国連)が発足し、「二度まで言語に絶する悲哀を人類に与えた戦争の惨害から将来の世代を救い、……すべての人民の経済的及び社会的発達を促進する」(国際連合憲章前文より)ことを課題として、世界平和の維持と経済社会協力に立ち上がった。国連は、世界平和を目指すという点で、国際連盟の生まれ変わりといえるのであるが、連盟当時と比較すると、より積極的に人権問題に取り組むように

なっている。しかも、「伝統的に国内問題とされていた人権保護を初めて明確に国際機構の課題とし」<sup>(22)</sup>ている。それは、具体的には、「世界人権宣言」(1948年12月、第三回総会採択)となって現れた。

世界人権宣言は、その前文において「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義および平和の基礎である」とし、「人権の無視および軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、また、人間が言論および信仰の自由と恐怖及び欠乏からの自由とを享有する世界の到来は、一般の人々の最高の願望として宣言」するとともに、「社会の各個人および各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導および教育によって促進することならびにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的および国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として宣明」している。

定められている原則は①自由・平等の原則、②差別禁止の原則、③生命・自由・身体の安全の原則、④奴隷禁止の原則、⑤拷問等禁止の原則、⑥人として認められる権利の保障の原則、⑦法の前の平等の原則、⑧救済への権利保障の原則、⑨逮捕・拘束・追放に対する保障の原則、⑩公正な裁判を受ける権利保障の原則、⑪刑事手続における保障の原則、⑫私生活・通信・名誉の保護の原則、⑬移動・居住の自由の原則、⑭庇護権保障の原則、⑮国籍についての権利保障の原則、⑯婚姻・家族についての権利保障の原則、⑰財産権保障の原則、⑱思想・良心・宗教の自由の原則、⑲表現の自由の原則、⑳集会・結社の自由の原則、㉑参政権保障の原則、㉒社会保障・経済的・社会的および文化的権利保障の原則、㉓労働の権利保障の原則、㉔労働時間の制限・休息の権利保障の原則、㉕生活の保障の原則、㉖教育への権利保障の原則、㉗文化についての権利保障の原則、㉘人権実現の社会的・国際的秩序享受の原則、㉙社会に対する義務の原則、㉚人権破壊の禁止の原則、である。

世界人権宣言は、その後、「国際人権規約」に引き継がれることとなった。<sup>(23)</sup>

## (2) 子どもの権利宣言

ところで、世界人権宣言の制定作業が進んでいる中、社会委員会において(1947年10月)「ジュネーブ宣言も、新しい視野から再検討する」ことが確認され、「子どもの権利宣言」制定への取り組みが行われるようになった。<sup>(24)</sup>

「新しい視野」としては、次の点があげられる。

- 1) 前述のようにジュネーブ宣言が子どもを基本的に救済・保障の対象と考えていたのに対し、「子どもを人権主体として位置づけることを明確にしようという意図」<sup>(25)</sup>が打ち出されたこと。
- 2) 人権問題と同様に子どもの権利の問題も、「国際機構の課題」として考えられたこと。
- 3) 「世界人権宣言がすべての人の人権及び基本的自由を規定しているように、かかる権利を児童に対しても特別に保護すべきとの認識」<sup>(26)</sup>がなされたこと。

子どもの権利宣言は、ジュネーブ宣言を引き継ぎ「人類は、子どもに対し、最善のものを与える義務を負っている」ことを高らかにうたい、「子どもが、幸福な子ども時代を送り、かつ、自己と社会のためにこの宣言に掲げる権利と自由を享有することができるようにするため、この子どもの権利宣言を公布」すること、そして「親、個人としての男女、民間団体、地方行政機関および政府に対して、これらの権利を認識し、……これらの権利を遵守するために努力することを要請」(前文より)しているのである。

宣言に盛り込まれているのは、以下の10の原則である。

- ① すべての子どもが、いかなる例外もなく、差別されることなく宣言に定められている権利を有する。
- ② その際、子どもの最善の利益が最優先で考慮されなければならない。子どもは、特別の保護を受け、健全かつ正常な方法で、自由と尊厳の状態で、身体的、知的、道徳的、精神的および社会的に発達するための機会および便益を、法律その他の手段によって与えられなければならない。
- ③ その出生の時から、名前および国籍をもつ権利を有する。
- ④ 社会保障の利益を享受する。健康に成長し発達する権利を有する。適切な栄養、住居、レクリエーションおよび医療サービスの権利を有する。
- ⑤ 身体的、精神的または社会的にハンディキャップを負う子どもは、その固有の条件に応じて必要とされる特別の治療、教育およびケアを与えられなければならない。
- ⑥ 子どもは、可能な限りいかなる場所においても、その親の監護と責任の下で、また、いかなる場合にも、愛情と道徳的および物質的保障のある環境の中で成長するものとする。

幼児は、例外的な状況を除き、その母親から離されてはならない。

社会および公の機関は、家庭のない子どもおよび

適切な生活維持の方法のない子どもに対し、特別に養護する義務を有する。

- ⑦ 教育を受ける権利を有する。その教育は少なくとも初等段階においては、無償かつ義務的でなければならない。

子どもの最善の利益は、その教育および指導に責任ある者の指導原理でなければならない。その責任は、まず第一に子どもの親である。

子どもは、遊びとレクリエーションのための十分な機会をもたなければならない。

- ⑧ あらゆる状態において、最初に保護および救済を受ける者に含まなければならない。
- ⑨ あらゆる形態の放任、虐待および搾取から保護されなければならない。いかなる形態においても、売買の対象にされてはならない。

適切な最低年齢以前に雇用されてはならない。いかなる場合においても、その健康もしくは教育を害し、または、その身体的、精神的もしくは道徳的発達を妨げるようないかなる職業もしくは雇用に従事させられ、または従事することを許されてはならない。

- ⑩ 人種的、宗教的その他の形態の差別を助長する恐れのある慣行から保護されなければならない。理解、寛容、諸国民間の友愛、平和および世界的兄弟愛の精神の中でまたその活力および才能が人類同胞のために捧げられるべきであるという十分な自覚の中で、育てなければならない。<sup>(7)</sup>

このように、子どもの権利宣言は、子どもに対する「特別の保護の必要性」の認識の上に立ち、「人類は、子どもに対し、最善のものを与える義務を負っている」ことをうたっている点で、先のジュネーブ宣言の精神を受け継いでいるといえるが、さらにそれを発展させて、保護の範囲がはるかに広範になっている。すなわち、ジュネーブ宣言は、子どもの生存のための最低保障基準（生存権の保障）を定めたものといえるが、子どもの権利宣言は、さらに「名前および国籍をもつ権利」、「社会保障を受ける権利」、「ハンディキャップを負う子どもの権利」、「親の看護および責任のもとで成長する権利」、「教育を受ける権利」、「遊びとレクリエーションの機会をもつ権利」などの、社会的に生きる権利（社会権）の保障をうたっている。

宣言は、世界人権宣言の文脈の中でとらえられるべきであろう。しかし、それが「子どもを権利主体として捉えてはいるが、実際の規定では保護の対象とするにとどまっている」<sup>(8)</sup>ことも事実である。

世界人権宣言と子どもの権利宣言とは一般法に対する特別法の関係にあるといえる。そこには、「子どもは、身体的および精神的に未熟であるために……適切な法律上の保護を含む特別の保護および配慮を必要とする」（前文）という認識があるのであり、その認識は、子どもだけでなく、女性、難民、障害者、無国籍者、移民労働者、先住民等の、「特別の保護および配慮を必要とする」具体的な主体ごとに権利保障の基準を特別法的に設け実施するという動きにつながるのである。<sup>(9)</sup>

#### (4) 国際児童年

1976年12月21日、国連第31回総会は、「1979年を国際児童年と宣言する」ことを決議し、その「一般目的」として、次の諸点を掲げた。<sup>(10)</sup>

(a) 子どもを擁護し、子どもの特別のニーズについて政策決定者と大衆の認識を高めるための枠組みを提供すること。

(b) 各国および国際連合レベルで、子どもの利益のために、長期的および短期的に持続的活動を達成する目的で、子どものための計画は、経済社会発展計画の不可欠の一部とすべきだという認識を促すこと。

このような国際児童年の設定の背景には、「子どもの福利のためだけでなく、経済的、社会的進歩のテンポを早めるためのさらに幅広い努力の一部として、子どものための計画が、発展途上国であれ、発達した工業国であれ、すべての国で、根本的に重要である」という「認識」と、「あらゆる努力にもかかわらず、あまりに多くの子どもたちが、とくに発展途上国において、栄養不良であり、十分な保健サービスを受けることができず、将来のための基礎的な教育も準備されておらず、また最低の生きる楽しみも奪われていること」に対する深い「憂慮」があった。このようなことから、国際児童年においては、「子どもの権利宣言の遂行を促進する機会となる」（前文より）ことが期待されたのである。

ところで、子どもの権利宣言遂行を促進するための措置として、国連では、宣言に国際法としての効力をもたせる動きが活発になっていったのであるが、終始そのイニシアティブをとったのは、ポーランドであった。この国は、第二次世界大戦において数百万人もの子どもが犠牲になったといわれており、その国がイニシアティブをとったというのは、象徴的である。

ポーランドは、1978年2月7日、国連人権委員会第34会期に、「児童の権利に関する条約案」を付した「決議案」を提出した。この決議案をたたき台として種々検討がなされた結果、同年3月8日、人権委員会において、「児童の権利に関する条約案」を付した「児童の権利に関する

条約の問題」<sup>(31)</sup>が決議された。その決議の主な内容は、「できるならば国際児童年の間に、児童の権利に関する条約を実現し、かつ、国連総会でこの条約を採択することをめざして」、経済社会理事会对し、「国連総会が、児童の権利に関する条約の採択問題を、優先事項として、第34会期の議題に入れることを検討するよう勧告する」というものであった。

添付された条約案は、「批准等のための手続的条項のほかは児童の権利宣言の各条項をほとんど無修正のまま条文化したものであった。」<sup>(32)</sup>すなわち、そこにおける条約化の動きは、「宣言」そのものを法的拘束力のあるものにしていこうとするものであった。

しかしながら、ポーランドなどの努力にもかかわらず、「多くの国から修正案が提出されるなど、予想外に強い抵抗が示され」<sup>(33)</sup>、宣言の条約化は、国際児童年の間には実現しなかった。その理由として、次の点があげられる。

第1に、「各国の児童に対する施策の違い、あるいは各国の文化・社会的背景の違いから、国際社会において児童の権利に関する普遍性をもつ条約の作成が、宣言を単に条約化するというだけの簡単な作業ではすまない」<sup>(34)</sup>という認識が広がった。

第2に、「宣言の条約化の作業は、単なる手続上の議論としてではなく、現代人権としての子どもの権利の実質的内容を根本的に問う試みとして行われている」<sup>(35)</sup>ことである。

第3に、宣言を「総合的かつ現代的にとらえる」<sup>(36)</sup>ことが求められていた。たとえば、宣言は、「非植民地化の潮流が表面化する直前につくられたものであり、発展途上国の子どものニーズに特別な配慮をしたものとはいえない」<sup>(37)</sup>のである。国際児童年の背景には、前述のようにとくに発展途上国の子どもの状況に対する「憂慮」があったことを忘れてはならない。

しかし、国際児童年が「子どもの権利条約」に向けての直接的契機になったことは、まぎれもない。ポーランドが1979年10月5日、改めて全面的修正案を提出したことにより、それをたたき台として、審議が進行することとなった。1987年、第42回国連総会において、子どもの権利宣言30周年、国際児童年10周年にあたる1989年に条約を完成させるべく作業を促進するよう、人権委員会に求める決議が行われ、その予定通り、1989年11月19日に条約は採択されたのである。<sup>(38)</sup>

### 3. 「子どもの権利条約」

#### (1) 「子どもの権利条約」の意義

永井・荒牧氏によれば、子どもの権利条約の成立過程で注目される点は、次のとおりである。<sup>(39)</sup>

- 1) ポーランドが条約起草のイニシアティブをとり、ユニセフや国連NGOが起草に大きな貢献をしたこと。
- 2) 作業部会<sup>(40)</sup>が人権委員会の構成国以外にも参加を認め審議に加えただけでなく、とくに発展途上国の意見を反映させるための第2読会を開くなどして、数多くの国の実質的合意をめざしたこと。
- 3) 内容も子どもの権利宣言の条約化をこえて、よりグローバルで現実的な権利章典となり、さらに権利主体としての子ども観にも進展がみられたこと。

採択された条約は、次のような意義をもつ。

- ① 「国際人権規約の『子ども版』たる国際的地位を有する。」<sup>(41)</sup>それは、条約の前文において、「国際連合が、世界人権宣言および国際人権規約において、何人も……いかなる差別もなしに、そこに掲げるすべての権利および自由を有することを宣明し、かつ同意したことを認め」ていること、そして、人権規約に掲げられている諸原則の多くが個別具体的に子どもの権利条約においても述べられていることから明らかである。
- ② 「宣言それ自体の条約化という路線は、児童年を境として軌道修正されたとしても、宣言に内在する普遍原理、子どもの固有の権利の国際化という志向は条約化の中にも脈打っていた。」<sup>(42)</sup>
- ③ 条約が示しているのは、「理想ではなく子どもたちの現実とニーズに対応するための合意の水準……現時点における子どもの権利の国際保障の共通基準」<sup>(43)</sup>である。
- ④ 「子どもの権利保障の構造という点からみると……条約という法形式により国家に対する義務づけをとおして子どもの権利を保障し……子どもの権利保障における国家義務を明確にしている。」<sup>(44)</sup>
- ⑤ ユニセフによれば、「その詳細な規定の数々を超えて、ユニセフが信じる基本的原則を盛り込んだものになっている。……その原則というのは子供の命や健全な発育こそが、社会の関心や能力の最優先課題でなければならず、子供はいい時代にも悪い時代にも、通常の時にも緊急事態のときにも、平時にも戦時にも、繁栄時にも不況時にも、この原則が確実に

守られなければならないというものである。<sup>(45)</sup>

また、その前文から、次のような意義が認められる。

第1に、家族が、「社会の基礎的集団」であり、かつ「とくに子どもの成長及び福祉のための自然的環境」であることが再認識され、「その責任を地域社会において十分果たすことができるように、必要な保護および援助が与えられるべきであること」、そして子どもが、「家庭環境の下で、幸福、愛情および理解のある雰囲気の中で成長すべきである」ことがうたわれている。

第2に、「国内および国際的な里親措置および養子縁組にとくに関連した子どもの保護と福祉」、「少年司法運営」および「緊急事態および武力紛争における女性および子どもの保護」に関する国際的動向が反映されている。

第3に、「非常に困難な条件の中で生存している子どもが、世界のすべての国の中に存在していること」、そしてそれらの子どもが「特別な考慮を必要としていること」が認識されている。

第4に、「とくに発展途上国における子どもの生活条件改善のための国際協力の重要性」が認識されている。

## (2) 子どもの権利保障の前提条件

### ① 子どもの定義

子どもの権利条約の特色のひとつは、「子どもとは、18歳未満のすべての者をいう」というように、子ども期を漠然としてではなく、年齢的に明示していることである。<sup>(46)</sup>このことは、子どもを発達可能態としてとらえていることに他ならない。したがって、たとえば親は、「子どもの発達しつつある能力に相応する仕方でも適当な指示および指導を行う責任、権利および義務」を有するのである。なお、「子どもに適用される法の下で、より早く成年に達する場合を除く」とされている。

### ② 差別の禁止

宣言では、「すべての子どもは、いかなる例外もなく、……差別されることなく、これらの権利を有する」となっているが、条約では、締約国に対し、「その管轄内にある子ども一人一人に対して、……いかなる種類の差別もなしに、この条約に掲げる権利を尊重し、かつ確保する」ことを要請している。より重要なことは、締約国が、その国の国籍を有する子どもだけでなく、「その管轄内にある」子ども、いいかえると、日本ならば、日本に居住する外国籍を有する子どもの権利をも、いかなる種類の差別もなしに、尊重しかつ確保していかなければならない、ということであろう。

また宣言では、「子どもは、人種的、宗教的その他の形態の差別を助長するおそれのある慣行から保護されなければならない。」となっているのに対し、条約では、締約

国に「子どもが、その親……の地位、活動、表明した意見または信条を根拠とするあらゆる形態の差別または処罰からも保護されることを確保するために、あらゆる適当な措置をとる」ことを要請している。とくに親の地位、信条を根拠とする差別や処罰からの子どもの保護をうたっている点が注目される。

このように条約は、より鮮明に「権利の無差別平等な保障の原則」が示されているのであり、そこには、それが「プラス面としての権利の無差別な享有と、マイナス面としての権利侵害=差別の除去との両面をもって完成する」<sup>(47)</sup>という現状認識が働いていた、と考えられている。

### ③ 子どもの最善の利益

ジュネーブ宣言に掲げられた「人類が子どもに対して最善のものを与える義務を負う」という命題は、この条約にも受け継がれ、「子どもに関するすべての活動において、その活動が公的もしくは私的な社会福祉機関、裁判所、行政機関または立法機関によってなされたかどうかにかかわらず、子どもの最善の利益が第一次的に考慮される。」という規定になって現れている。これは、とくに「公的行為を中心とした締約国政府（行政・司法）の義務に限定して法原理としての子どもの最善の利益の原則を明定したものであり、……親の養育責任上の子どもの最善の利益の扱いとはっきり区別した」<sup>(48)</sup>ものと考えられている。いずれにしても、この「子どもの最善の利益」が、その権利保障のための基本的指導原理となっているといえるのであるが、この場合、「その判断主体と手続きをどのようにとらえるかが重要となる。」<sup>(49)</sup>

### ④ 親の指導の尊重

前述のように条約の前文において、「子どもが、人格の全面的かつ調和のとれた発達のために、家庭環境の下で、幸福、愛情および理解のある雰囲気の中で成長すべきである」ことがうたわれているのを受けた形で、「親……は、子どもの養育および発達に対する第一次的責任を有する」ことが明示されている。このことは、子どもの側からいえば、「できる限りその親を知り、親により養育される権利」および「国籍、名前および家族関係を含むその身元 (identity) を保全する権利」を意味する。

国は、このような親の義務、子どもの権利を考慮しつつ、必要な諸措置をとることを要請されているのである。たとえば、「この条約において認められる権利を子どもが行使するにあたり、親……が、子どもの発達しつつある能力に相応する仕方でも適当な指示および指導 (direction and guidance) を行う責任、権利および義務を尊重する」「働く親をもつ子どもが、受ける資格のある保育サービ

スおよび施設から利益を得る権利を有することを確保するために、あらゆる適当な措置をとる。」、あるいは「一時的もしくは恒常的に家庭環境を奪われた子ども……のための代替的養護を確保する。」などである。このように、子どもの養育・発達については、国の間接的責任が規定されているのである。

### (3) 子どもの権利の内容

ユニセフによれば、この条約に盛り込まれている子どもの権利は、子供の生存、発育、保護の三つの面とらえられる。

#### ① 生存についての権利

これは、いいかえると「生命への固有の権利」であり、その「生命 (life) は、生存 (survival) と発達 (development) とをふくむもの」<sup>60)</sup>と解されている。国は、すべての子どもがその権利を有することを認めるとともに、「子どもの生存および発達を可能な限り最大限に確保する」よう義務づけられる。

生存についての権利の規定は、「子どもの権利のもっともベーシックな部分についての規定」となるのである。

生存についての権利は、具体的には次の諸権利を含む。

- 名前・国籍を得る権利 (7条)
- 身元を保全する権利 (8条)
- 親からの分離禁止 (9条)
- 家族再会の権利 (10条)
- 国外不法移送・不返還の防止 (11条)
- 親の第一次的養育責任に対する援助 (18条)
- 養子縁組 (21条)
- 障害児の権利 (23条)
- 健康・医療への権利 (24条)
- 医療施設に措置された子どもの定期的審査 (25条)
- 社会保障への権利 (26条)
- 生活水準への権利 (27条)

#### ② 発育についての権利

これは、「すべての子供が潜在力を伸ばす機会を与えられるようにするために」<sup>61)</sup>、保障されるべき権利である。具体的には、次の諸権利である。

- 意見を表明する権利 (12条)
- 表現・情報の自由への権利 (13条)
- 思想・良心・宗教の自由への権利 (14条)
- 結社・集会の自由への権利 (15条)
- プライバシー・通信・名誉の保護 (16条)
- マスメディアへのアクセスへの権利 (17条)
- 教育への権利 (28条)
- 休息・余暇、遊び、文化的・芸術的生活への参加の権利 (31条)

これらの権利は、たとえば意見を表明する権利の規定に見られるように、発達可能態である子どもの「その年齢および成熟に従い、正当に重視される」べき性格のものである。またそれらは、子どもの権利の最も積極的な側面といえるのである。

#### ③ 保護についての権利

条約は、次のように、「幅広い状況のもとで子供に保護を与えること」<sup>62)</sup>を要請しているが、それは、「非常に困難な条件の中で生存している子ども……が、特別の考慮を必要としている」(前文より)ことの認識に基づくものである。保護とはまさに、子どもの人格の全面的かつ調和のとれた発達とはあいられない、好ましからざる環境の排除にほかならない。

- 虐待・放任からの保護 (19条)
- 家庭環境を奪われた子どもの養護 (20条)
- 難民の子どもの保護・援助 (22条)
- 少数者・先住民の子どもの権利 (30条)
- 経済的搾取・有害労働からの保護 (32条)
- 麻薬・向精神薬からの保護 (33条)
- 性的搾取からの保護 (34条)
- 誘拐・売買・取引の防止 (35条)
- 他のあらゆる形態の搾取からの保護 (36条)
- 自由を奪われた子どもの適正な取扱い (37条)
- 武力紛争における保護 (38条)
- 犠牲になった子どもの心身の回復と社会復帰 (39条)
- 少年司法における権利 (40条)

ユニセフは、「特に困難な状況にある子供」として、とくに、働く子ども、ストリートチルドレン、武力紛争のもとにある子どもをあげ、その特別の保護を訴えている。働く子どもは、「経済的搾取・有害労働」に苦しんでいるのであり、その数は「5,200万人 (ILO) から1億4,500万人 (国連)」といわれる。また、ストリートチルドレンは、家庭環境を奪われ、路上で暮らす子どものことであり、その数は「1億人にのぼる」といわれる。「働く子供や路上で生活する子供の現象が貧困に根ざして、配慮する必要があることが認められている。」とユニセフはいう。

#### (4) 子どもの権利保障にかかる国の義務

ところで、「立法・行政その他の措置」として、「経済的、社会的および文化的権利に関して、締約国は、自国の利用可能な資源を最大限に用いることにより、また必要な場合には、国際協力においてこれらの措置をとる」ことを要請されている。経済的、社会的および文化的権利は、国際人権規約のA規約上の諸権利であり、「B規約上の諸権利と異なり、生存権的基本権とか社会的基本権

表3 子どもの権利と国際人権規約（A規約・B規約）との対応関係

	経済的, 社会的, 文化的権利 (A規約)	市民的 政治的 権利 (B規約)
生存	<ul style="list-style-type: none"> <li>○親の第一次的養育責任に対する援助(18)</li> <li>○養子縁組(21)</li> <li>○障害児の権利(23)</li> <li>○健康・医療への権利(24)</li> <li>○医療施設に措置された子どもの定期的審査(25)</li> <li>○社会保障への権利(26)</li> <li>○生活水準への権利</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生命への権利(6)</li> <li>○名前・国籍を得る権利(7)</li> <li>○身元保全の権利(8)</li> <li>○親からの分離禁止(9)</li> <li>○家族再会の権利(10)</li> <li>○国外不法移送・不返還の防止(11)</li> </ul>
発育	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育への権利(28)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○意見表明権(12)</li> <li>○表現・情報の自由(13)</li> <li>○思想・良心・宗教の自由(14)</li> <li>○結社・集会の自由(15)</li> <li>○プライバシー・通信・名誉の保護(16)</li> <li>○マスメディアへのアクセス(17)</li> <li>○休息・余暇, 遊び, 文化的・芸術的生活への参加(31)</li> </ul>
保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>○虐待・放任からの保護(19)</li> <li>○家庭環境を奪われた子どもの養護(20)</li> <li>○経済的搾取・有害労働からの保護(32)</li> <li>○麻薬・向精神薬からの保護(33)</li> <li>○性的搾取からの保護(34)</li> <li>○誘拐・売買・取引の防止(35)</li> <li>○他のあらゆる形態の搾取からの保護(36)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○難民の子どもの保護・援助(22)</li> <li>○少数者・先住民の子どもの権利(30)</li> <li>○自由を奪われた子どもの適正な取扱い(37)</li> <li>○武力紛争における保護(38)</li> <li>○犠牲になった子どもの心身の回復と社会復帰(39)</li> <li>○少年司法における権利(40)</li> </ul>

(注) ( )内の数字は条文を示す

とよばれ、社会国家の理念に基づき国家機関の積極的関与により確保されるもの」と考えられている。このような権利は、「その国内事情などにより漸進的に達成することを予定している」のである。すなわち、その権利保障についての国の義務は、漸進的に達成すべき義務と考えられ、「国内裁判所による権利の実現は原則として困難である」<sup>64</sup>といわれる。

一方、国際人権規約のB規約は、「市民的政治的権利」を規定するものであるが、「子どもの権利条約」は、この種の権利のための措置について直接言及していない。しかし、B規約の諸権利に対応する諸権利についての規定は、随所に見られるのであり、市民的政治的権利も実体として盛り込まれていることは、確かである。この市民的政治的権利は、「従来一般に、自由権ないし自由権の基本権とよばれているものがほとんどで……国家権力からの解放、干渉の排除により個人の自由、人権が保障される」と言う考え方に基づいている」と考えられている。このような権利は、「規約の締約国に対して、当然かつ即時にこれらの諸権利を保障すべきことを求めている」ので

ある。すなわち、その権利保障についての国の義務は、即時的に実施すべき性格のものと考えられ、「権利の性格上、個人は、特別の国内的措置がなくとも、本条約の各規定自体により裁判を享有できると考えられるので、裁判所による権利の救済が原則として可能であるというべきである」<sup>65</sup>とされる。

国は、子どもに対しても、経済的・社会的・文化的権利の漸進的達成義務と、市民的政治的権利の即時実施義務を有するといえる。ちなみに、この条約では、何が「経済的・社会的および文化的権利」であるのか、あるいは「市民的政治的権利」であるのかについて、具体的に分類されてはいないので、この条約に規定されているそれぞれの権利を上述の生存・発育・保護にまとめ、国際人権規約のA規約・B規約の諸権利との対応関係をめやすにして整理すると、表3のようである。

また、国は、「条約広報義務」を有する。すなわち「この条約の原則および規定を、適当かつ積極的な手段により、大人のみならず子どもに対しても同様に、広く知らせること」が義務づけられている。このような「趣旨は、

条約採択の際の国連総会決議などで呼びかけられるのが多いので、条約が独立条文で広報義務を課している意味は大きい<sup>66)</sup>といえる。

さらに、国は、「報告義務」を有する。すなわち、「条約において認められる権利の実施のためにとった措置およびこれらの権利の享受についてもたらされた進歩に関する報告を、国際連合事務総長を通じて、委員会に提出すること」が義務づけられている。その報告は、「当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から2年以内」に、そして「その後は5年ごと」になされることになる。報告の内容については、「この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因および障害」および「当該締約国におけるこの条約の実施について、委員会が包括的に理解するための十分な情報」が規定されている。あわせて国は、「自国の報告を、国内において公衆が広く利用できるようにする」ことを求められるのである。

#### 4. おわりに—子どもの権利保障の今日的意味

子どもの権利保障への国際的取組みは、前述のように、第一次世界大戦後のヨーロッパの子ども、とくに戦争により親を失った子どもの保護・救済に始まった。第二次世界大戦後には、保護・救済の対象となる子どもは、世界的範囲に広がり、しかもその保護・救済は「両親のいる子供であると、いない子供であることを問わず、等しく子供たる以上、その地位から当然に生ずる権利<sup>67)</sup>」と考えられるようになった。

「保護・救済」の中味も、戦争の犠牲者としての子どもから、今日的な「とくに困難な状況下にある」子どもへの生命権的な生存権の保障、いいかえると子どもにとって好ましからざる環境の排除へとその広がりを見せるとともに、親の指導の尊重を基礎にした発達権的な生存権の保障への深まりを見せている。

子どもの権利保障のより今日的な意味は、すべての子どもが潜在力を伸ばす機会を与えられるべきだとする、発育権の保障にあるといえる。発育権は、具体的には意見表明権、表現・情報の自由への権利、思想・良心・宗教の自由への権利、教育への権利などであり、それは、いいかえると、年齢段階や発達段階に応じた、市民社会への参加権である。この種の権利は、従来、子どもが未成熟であるがゆえに、ほとんど考慮されなかった権利にほかならない。それゆえ、この発育権の導入は、これまでの子どもの権利観の転換を促すことになる。

このような子どもの権利観はまた、その固有性を主張するものであり、そこには、「①子どもも、人間である。

そして人間は、誰でも一つの人生しかもっていない。……

②子どもは、誰でも親を選んで生まれてきたわけではない。だから、みんなが同じように、平等でなくてはならない。③子どもは、自分の意思を自分の力では実現できない存在である。だから、子どもの《最善の利益》best interestは、できるだけ子ども自身に意見をいわせるようにし、親や周囲の大人がそれを実現する責任をもっている。》<sup>68)</sup>という認識が働いているのである。

「子どもの権利条約」は、「人間だれもが通過する子ども期の権利を総合的に保障するものとして、国際人権規約と相互補完性をもちながら人権の国際保障の中心を担っていく」<sup>69)</sup>べきものである。わが国はまだこの条約に批准していない。この条約の早期の批准、しかもできるだけ完全な形での批准—「留保」する権利は認められているにしても—を行うことが当面の課題であり、それは、国際社会がわが国に強く求めていることでもあろう。

今回、子どもの権利保障の今日的意味について、総体的に考察したが、それでは、それぞれの条項が具体的にどのような意味をもつであろうか。この点について、とくにわが国の教育とのかかわりの中で、次の機会に考察したい。「人格の完成」を目的とするわが国の教育において、それとは相いれない、子どもの人権侵害にかかわる問題が多く提起されているのであり、「子どもの権利条約」は、その権利保障という観点から、教育の在り方を見直そうとする場合、かつこうの教材となることはまちがいないであろう。

#### 注および引用文献

- (1) この条約の英語名称は、Convention on the Rights of the Childであるが、そこにおけるチャイルド(Child)の日本語訳は、「児童」か「子ども」かのいずれかであろう。チャイルドを児童と訳している例は、数多く見られる。例えば、「国際児童年」(International Year of the Child)などである。しかし、国際教育法研究会は、「子ども」としたほうが望ましいとしており、その理由として、次の点をあげているが、筆者もそれが妥当と考える。
  - 1) この条約は、Childを発達可能態ととらえ、かつ、権利を享有し行使する主体と位置づけている。このような子ども観を表すには、発達論と子どもの権利論を基礎に置いた「子ども」という用語の使用が適切である。「児童」という用語では、日本社会に伝統的に存在している、保護の客体としての子ども観を基礎にしていると誤解される恐れがあ

る。

- 2) この条約は、大人—子ども、親—子という関係のなかでの子どもの権利保障を考えている。このことを正確に表現するには、「児童」よりも「子ども」という用語が適切である。
- 3) 現行日本法制では「児童」という用語の年齢の定め方が不統一である。たとえば、児童福祉法では18歳未満、母子及び寡婦福祉法では20歳未満、学校教育法では小学生を指している。仮にこの条約においてChildを「児童」と訳した場合には、この条約が「18歳未満のすべての者」に適用される(第1条)と定めた趣旨が十分に理解されず、混乱も生じる恐れがある。又、「児童」では、高校生も条約の適用を受ける権利の主体であることが十分に伝わらないことが懸念される。
- 4) この条約は第42条で、条約の原則と規定を大人のみならず子どもに対しても広く知らせよう締約国に義務づけている。権利の主体である子どもにとっては、「児童の権利条約」ではなく「子どもの権利条約」という名称で広く普及されれば、自分達の権利を保障した条約であると理解しやすい。この意味からも「子ども」という用語が適切である。
- 5) この条約のように、国際社会における子どもの権利の包括的かつ現実的保障を目指した基準の確立にともない、日本法制においても従来の行政管轄ごとに細分されていた子ども関係法規を、子どもの総合的保障にふさわしく調整し、統一的に構築していくことが求められている。そのためにも、これを総称する「子ども」という用語を必要としている。  
(国際教育法研究会、条約の名称の問題「子どもの権利条約」か「児童の権利条約」か、『季刊教育法』79号、1989年、エイデル研究所、P.57)
- (2) 国際人権規約は、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約)と「市民的及び政治的権利に関する国際規約」(B規約)とから成る。前者は社会的権利を規定したもの、また後者は自由権を規定したものであるが、この規約の制定過程においては「自由権と社会的権利との法的正確の違いや国家の関与のあり方の相違等を主張する古典的な分類論が存在していた」(荒牧重人、国際人権章典と教育への権利の保障、『教育条約集』、P.14)こともあり、両者をひとつの規約にするかどうかについて激しい論争がなされたのであるが、最終的にふたつに分ける

ことで決着がつけられた。

- (3) 荒牧重人、子どもの権利条約(草案)の理念と保障構造『季刊教育法』78号、エイデル研究所、1989年、P.43
- (4) 荒牧重人、子どもの権利条約の成立と内容、『解説子どもの権利条約』日本評論社、1990年、P.17
- (5) 永井憲一・荒牧重人、子どもの権利条約の成立〈解説と資料〉、『法律時報』62巻2号、日本評論社、1990年2月、P.68
- (6) 永井・荒牧、前掲書、P.69
- (7) アリエス(杉山光信・杉山恵美子訳)、『〈子供〉の誕生 アンシャン・レジーム期の子供と家族生活』、みすず書房、1980年、P.35
- (8) アリエス、前掲書、P.384
- (9) アリエス、前掲書、P.385
- (10) 池田純一、子どもの権利、「法学セミナー臨時増刊人権規約」日本評論社、1979年5月、P.18
- (11) ユニセフ(国際児童基金)は、「国際連合国際児童緊急基金」として、戦争によって荒廃したヨーロッパの子どもを助けるために、1946年、国際連合総会によって設立された。1950年代のはじめに、総会は、ユニセフを発展途上国の子どもの問題に取り組む機関とし、その任務を拡大して機関名から「国際」と「緊急」のふたつの言葉を除いたが、すでに親しまれていたユニセフという略称はそのまま残した。なお、ユニセフは、子どもの生存と発育、保護のために、次のような1990年代の目標を提唱している。
  - ・2000年までの間に、すべての国が乳児の死亡率と5歳未満児の死亡率を半分に引き下げると、1,000人当たり50~70人に減らすかして、どちらか好ましい方を実現する。
  - ・2000年までの間に、妊産婦の死亡率を50%引き下げる。
  - ・重度の栄養不良を事実上追放し(1%以下にする)、中程度の栄養不良を50%減らす。
  - ・すべての人がきれいな水や衛生的な糞尿処理手段を手に入れられるようにする。
  - ・すべての子どもの基礎(初等)教育を実現し、成人とくに婦人の識字プログラムを強化する。
  - ・とくに困難な状況のもとにある子どもに対する保護を強化する。
 (世界子供白書1990年版、日本ユニセフ協会より)
- (12) 永井憲一、国際教育法と子どもの人権、『法律時報』61巻13号、日本評論社、P.7
- (13) 国際連合人権委員会は、1947年、実際に人権を守る

人々を支持し助けるための中心的な機関として、国連憲章第68条に基づき経済社会理事会の下に設けられた。その任務は(a)国連人権章典、(b)市民的自由、女性の地位、情報の自由と類似の問題に関する国際宣言または規約、(c)少数者の保護、(d)人種、性、言語あるいは宗教による差別の禁止、に関する事項の、経済社会理事会への提案、勧告および報告となっている。

- (14) 明石 康、「国際連合—その光と影」(岩波新書323)、1985年、P.225
- (15) ルソー (今野一雄訳)、「エミール 中」岩波書店、1989年、P.5
- (16) ユニセフ (ユニセフ駐日代表事務所訳)「世界子供白書1990年版」、P.1
- (17) 国際連盟の平和維持機能は、その後第二次世界大戦が起こったことにより、十分に発揮されないままに終わった。その理由として、次のことが指摘されている。
- ① 連盟の運営に責任をもっていたイギリス、フランス両大国間の利害の差異が、強力な指導力を生み出せなかった。
  - ② 連盟が、きわだってヨーロッパ中心であった。当時すでに世界最強の実力をもっていたアメリカは加盟せず、ソ連も短期間しか加わっていなかった。
  - ③ 連盟規約が戦争を全面的に違法とせず、国際紛争解決の手段として、なお容認していた。(武者公路公秀編著「ハンドブック国際連合」岩波書店、1986年、P.9)
- (18) 久保田洋、子どものための国際的な諸基準、チルドレンズ・ライツ刊行委員会編『チルドレンズ・ライツ』日本評論社、1989年、P.126
- (19) 国際教育法研究会訳を使用。永井憲一・寺脇隆夫編『解説子どもの権利条約』日本評論社、1990年、P.176
- (20) 大田堯「国連子どもの権利条約を読む」(岩波ブックレットNo.156)、岩波書店、1990年、P.8
- (21) 永井憲一、前掲書、P.7
- (22) 荒牧重人、国際人権章典と教育への権利の保障 永井憲一監修『教育条約集』三省堂、1987年、P.10
- (23) 「世界人権宣言」と「国際人権規約」との間には、作成時期のずれやその間の国連構成国の変化、国際情勢の変化などがあり、内容に多少のずれが見られる。たとえば「規約」では、「労働の権利」に加えて、より細かく「労働条件についての権利」及び「労働基本権」を規定している。「教育の権利」についても、無償制が漸次的導入という形ながら中等・高等教育にまで拡大され、締約国の「無償義務教育の計画義務」を掲げるなどの発展をみせている。さらに、「人民の自決権」、「児童の保護」、「少数民族の保護」、「家族・母親・子どもの保護」などの事項が新たに加えられている。
- なお、わが国も、1951(昭和26)年、「児童憲章」がつけられているが、そこには「権利」という表現は見られず、その点、「権利論的なレベルからいうと、その表現には不十分さを認めざるを得ない」(堀尾照久、子どもの人権の思想系譜「ジュリストNo.963」P.67)といわれている。
- (24) この間の経緯の詳細は、教育法研究会「児童の権利宣言条約化の動向」(『季刊教育法No.30』1978年、エイデル研究所、P.175~184)などを参照。
- (25) 永井憲一、前掲書、P.7
- (26) 角崎利夫、児童の権利に関する条約の採択、「ジュリストNo.949」有斐閣、1990年2月、P.88
- (27) 国際教育法研究会訳を使用。永井憲一監修、前掲書、P.91~93
- (28) 荒牧重人、前掲書、P.44
- (29) 女性の権利保障については、「女性に対する差別の撤廃に関する宣言」(1967年)、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(いわゆる性差別撤廃条約、1977年)がある。また難民については、「難民の地位に関する条約」(1951年)、無国籍者については「無国籍者の地位に対する条約」(1954年)、障害者については、「障害者の権利宣言」(1975年)、「国際障害者年」(1981年)がある。
- (30) 前掲『チルドレンズ・ライツ』。153~154所収
- (31) 教育法研究会訳を使用。前掲「児童の権利宣言条約化の動向」P.182~183所収
- (32) 教育法研究会、前掲書、P.179
- (33) 永井憲一、前掲書、P.8
- (34) 角崎利夫、前掲書、P.88
- (35) 喜多明人、国連・子どもの権利条約生成過程の研究、「立正大学文学部研究紀要 第5号」1989年、P.179
- (36) 教育法研究会、前掲書、P.176
- (37) 今井 直、子どもの権利条約の意味と中味、前掲『チルドレンズ・ライツ』、P.133~134
- (38) この間の経緯についての詳細は、喜多明人、前掲「国連・子どもの権利条約生成過程の研究」、教育法研究会、前掲「児童の権利宣言条約化の動向」、角崎利夫、前掲「児童の権利に関する条約の採択」などを参照。
- (39) 永井憲一・荒牧重人、前掲書、P.66
- (40) 1979年2月の人権委員会において設けられたもの

で、非公式な、構成メンバーを限定しない会議として運営され、実質的な条約草案づくりを行った。

- (41) 喜多明人, 前掲書, P.212
- (42) 喜多明人, 前掲書, P.214
- (43) 永井憲一・寺脇隆夫編, 前掲書, P.12
- (44) 永井憲一・寺脇隆夫編, 前掲書, P.17
- (45) ユニセフ, 前掲書, P. 5
- (46) 「子どもの定義」は、この条約の適用範囲を定めたもので、条約の最も基本的な条項といえる。喜多氏によれば、審議の過程において、①性差別をめぐって、②出生前の子ども(胎児)の取扱いをめぐって、③年齢の上限をめぐって、激しい議論が行われた。その詳細については、喜多明人, 前掲「国連・子どもの権利条約生成過程の研究」P.215～217参照。
- (47) 喜多明人, 前掲書, P.224
- (48) 喜多明人, 前掲書, P.220
- (49) 牧 征名, <シンポジウム>「子どもの人権」討論のまとめ「ジュリストNo.963」1990年9月, P.81
- (50) ユニセフ, 前掲書, P. 6
- (51) ユニセフ, 前掲書, P. 6
- (52) ユニセフ, 前掲書, P. 6
- (53) 「ユニセフ年次報告1989」P.32～35
- (54) 宮崎繁樹, 国際人権規約成立の経緯, 前掲「法学セミナー 臨時増刊」P. 4
- (55) 宮崎繁樹, 前掲書, P. 4
- (56) 永井憲一・寺脇隆夫編, 前掲書, P.164
- (57) 池田純一, 前掲書, P.18
- (58) 永井憲一, 国連「子どもの権利条約」の内容とその意義, 前掲「ジュリストNo.963」P.69
- (59) 荒牧重人, 前掲書, P.50

## 資 料

国連「子どもの権利条約」批准促進国民運動実行委員会, 「子どもたちにたしかな未来を」1990年3月。本稿における「子どもの権利条約」の条文は、この資料所収の国際教育法研究会訳のものを使用した。